

平成25年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成25年度補正予算関係)

企業局

平成25年11月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第6号	平成25年度鳥取県営電気事業会計補正予算	(総括表) 経営企画課	1
	1. 補正予算説明資料 (平成25年度鳥取県営電気事業会計予算実施計画)		2
	2. 平成25年度鳥取県営電気事業会計資金計画		5
	3. 平成25年度鳥取県営電気事業予定損益計算書		6
	4. 平成25年度鳥取県営電気事業予定貸借対照表		7
	5. 債務負担行為に関する調書		8
議案第7号	平成25年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算	経営企画課	
	1. 債務負担行為に関する調書		9
議案第8号	平成25年度鳥取県営埋立事業会計補正予算	経営企画課	
	1. 補正予算説明資料 (平成25年度鳥取県営埋立事業会計予算実施計画)		10
	2. 平成25年度鳥取県営埋立事業会計資金計画		13
	3. 平成25年度鳥取県営埋立事業予定損益計算書		14
	4. 平成25年度鳥取県営埋立事業予定貸借対照表		15

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第13号	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について	経営企画課	16

補正予算説明資料総括表

企業局(単位:千円)

会計名	区分	収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
電気事業 会 計	収益的収支	1,902,450	0	1,902,450	1,725,243	0	1,725,243
	資本的収支	917,000	0	917,000	1,528,351	4,001	1,532,352
	計	2,819,450	0	2,819,450	3,253,594	4,001	3,257,595
埋立事業 会 計	収益的収支	310,612	3,452,401	3,763,013	283,154	3,494,883	3,778,037
	資本的収支	0	0	0	164,000	△ 14,000	150,000
	計	310,612	3,452,401	3,763,013	447,154	3,480,883	3,928,037
合 計		3,130,062	3,452,401	6,582,463	3,700,748	3,484,884	7,185,632

説 明

電気事業会計 再生可能エネルギー発電施設導入促進事業(天神浄化センター、鳥取放牧場太陽光発電)に伴う補正
埋立事業会計 崎津工業団地の一般会計への移管に伴う補正

平成25年度鳥取県営電気事業会計補正予算説明資料

企業局

議案第6号

(単位:千円)

	区 分	補正前の額	補 正 額	計	説 明
資 本	資本的収入	917,000	0	917,000	
	企業債	917,000	0	917,000	
的 収 入	資本的支出	1,528,351	4,001	1,532,352	
	建設改良費	1,132,404	4,001	1,136,405	
	設備費	112,169	0	112,169	
	建設仮勘定	1,000,035	4,001	1,004,036	再生可能エネルギー発電施設導入促進事業 (天神浄化センター太陽光発電) 2,625 再生可能エネルギー発電施設導入促進事業 (鳥取放牧場太陽光発電) 1,376
	建設準備勘定	20,200	0	20,200	
	企業債償還金	395,947	0	395,947	
支 出	差 引	△ 611,351	△ 4,001	△ 615,352	補てん財源 過年度分損益勘定留保資金 3,810 当年度分消費税及び地方消費税 191 資本的収支調整額

平成25年度企業会計補正予算説明資料

款 資本的支出
 項 建設改良費
 目 建設仮勘定

工務課(内線7447)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 再生可能エネルギー 発電施設導入促進 事業(天神浄化セン ター太陽光発電)	0	債務負担行為 903,117 2,625	債務負担行為 903,117 2,625		債務負担行為 902,000	債務負担行為 1,117 2,625		
主な業務内容	再生可能エネルギーの普及拡大に資する太陽光発電施設の建設							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業目的・概要

「とっとりグリーンウェイブ」の一環として、天神浄化センター敷地内に太陽光発電施設(メガソーラー)を設置し再生可能エネルギーの導入拡大を図り、本県の電力自給率の向上や二酸化炭素排出量の削減に寄与する。

天神浄化センターにメガソーラーを導入することで、県中部エリア周辺の次世代エネルギーパークを形成する風力発電施設等と共に環境にやさしい発電エリアとしての魅力をさらに向上させることが可能となる。

また、平成24年7月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、法施行後3年間は発電事業者の利潤に特に配慮されるものの、2年度目である本年度は発電設備のコスト実態を反映した単価の見直しが行われ、来年度以降も同様な単価低減が見込まれることから、早期着手が採算面で有利となる。

○太陽光発電(10kW以上)の買取条件

項目	価格(税抜)	買取期間
平成25年度分告示	36円/kWh	20年

・本年度単価の見直しが行われ、昨年度の40円/kWhから本年度は36円/kWhに改定された。

2 事業内容

○天神浄化センター太陽光発電施設建設

事業内容		要求額(千円)
位置	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬	事業費(H25,26年度) 915,462
最大出力	1,500kW	
年間可能発電電力量	約1,710MWh(一般家庭約470戸分)	

○平成25年度事業内容

測量等を実施し、年度内に太陽光発電設備工事等の発注を行う。

3 債務負担行為額 903,117千円

(千円)

項目	年割	平成25年度	平成26年度	合計
測量費等		2,625		2,625
設計・建設工事費			843,120(債務負担)	843,120
敷地造成工事費			59,997(債務負担)	59,997
系統連系負担金			9,720	9,720
合計		2,625	912,837	915,462

4 事業スケジュール

平成25年度	測量、工事契約、実施設計
平成26年度	工事施工、営業運転開始(平成27年4月予定)

5 その他

<再生可能エネルギー固定価格買取制度について>

○平成23年8月:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立

○平成24年6月:経済産業大臣が、調達価格等算定委員会の意見に基づき、エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて買取価格・買取期間等を決定

○平成24年7月:法施行

・法施行後3年間は集中的に再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、買取価格を定めるに当たり、発電事業者の利潤に特に配慮することとされた。(法附則第7条)
 ・毎年度、買取価格及び期間の見直しが行われる。

○平成25年4月:買取価格の改定(太陽光発電単価(税抜)H24年度 40円/kWh→H25年度 36円/kWh)

平成25年度企業会計補正予算説明資料

款 資本的支出
 項 建設改良費
 目 建設仮勘定

工務課 (内線7447)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 再生可能エネルギー 発電施設導入促進 事業(鳥取放牧場 太陽光発電)	0	債務負担行為 65,251 1,376	債務負担行為 65,251 1,376		債務負担行為 64,000	債務負担行為 1,251 1,376		
主な業務内容	再生可能エネルギーの普及拡大に資する太陽光発電施設の建設							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業目的・概要

「とっとりグリーンウェイブ」の一環として、鳥取放牧場敷地内に太陽光発電施設を設置し再生可能エネルギーの導入拡大を図り、本県の電力自給率の向上や二酸化炭素排出量の削減に寄与する。

鳥取放牧場は風力発電所の立地する全国でも珍しい環境で、これまでも環境教育エリアとして多数の見学者を受け入れているが、太陽光発電所を建設することにより、環境にやさしい発電エリアとしての魅力向上、環境教育拠点としての機能充実が図られる。

なお、平成24年7月1日から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、法施行後3年間は発電事業者の利潤に特に配慮されるものの、2年度目である本年度は発電設備のコスト実態を反映した単価の見直しが行われ、来年度以降も同様な単価低減が見込まれることから、早期着手が採算面で有利となる。

○太陽光発電(10kW以上)の買取条件

項目	価格(税抜)	買取期間
平成25年度分告示	36円/kWh	20年

・本年度単価の見直しが行われ、昨年度の40円/kWhから本年度は36円/kWhに改定された。

2 事業内容

○鳥取放牧場太陽光発電施設建設

事業内容		要求額(千円)
位置	鳥取市久末	事業費(H25,26年度) 67,707
最大出力	100kW	
年間可能発電電力量	約122MWh(一般家庭約34戸分)	

○平成25年度事業内容

測量等を実施し、年度内に太陽光発電設備工事等の発注を行う。

3 債務負担行為額 65,251千円

(千円)

項目	年割	平成25年度	平成26年度	合計
測量費等		1,376		1,376
設計・建設工事費			56,696(債務負担)	56,696
敷地造成工事費			8,555(債務負担)	8,555
系統連系負担金			1,080	1,080
合計		1,376	66,331	67,707

4 事業スケジュール

平成25年度	測量、工事契約、実施設計
平成26年度	工事施工、営業運転開始(平成27年3月予定)

5 その他

＜再生可能エネルギー固定価格買取制度について＞

○平成23年8月：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立

○平成24年6月：経済産業大臣が、調達価格等算定委員会の意見に基づき、エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて買取価格・買取期間等を決定

○平成24年7月：法施行

- ・法施行後3年間は集中的に再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、買取価格を定めるに当たり、発電事業者の利潤に特に配慮することとされた。(法附則第7条)
- ・毎年度、買取価格及び期間の見直しが行われる。

○平成25年4月：買取価格の改定(太陽光発電単価(税抜)H24年度 40円/kWh→H25年度 36円/kWh)

平成25年度鳥取県営電気事業会計資金計画

区 分	既決予定額	補正後予定額	増 減
	千円	千円	千円
受 入 資 金	4,071,214	4,071,214	0
1 営 業 収 益	1,678,881	1,678,881	0
2 営 業 外 収 益	56,296	56,296	0
3 繰 越 現 金 預 金	1,227,957	1,227,957	0
4 前 年 度 未 収 入 金	186,126	186,126	0
5 預 り 金	4,954	4,954	0
6 企 業 債	917,000	917,000	0
7 建 設 助 成 金	0	0	0
8 他会計への長期貸付金償還金	0	0	0
支 払 資 金	3,149,422	3,153,423	4,001
1 営 業 費 用	1,027,673	1,027,673	0
2 営 業 外 費 用	158,009	158,009	0
3 建 設 改 良 費	1,382,582	1,386,583	4,001
4 企 業 債 償 還 金	395,947	395,947	0
5 前年度までの預り金	4,954	4,954	0
6 前 年 度 未 払 金	180,223	180,223	0
7 前 年 度 未 払 費 用	34	34	0
8 前 払 金	0	0	0
差 引	921,792	917,791	△ 4,001

平成25年度鳥取県営電気事業予定損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
営業費用	1,532,912	営業収益	1,758,243
(1) 水力発電費	1,207,009	(1) 水力電力料	1,645,701
(2) 風力発電費	63,360	(2) 風力電力料	89,590
(3) 太陽光発電費	17,486	(3) 太陽光電力料	22,952
(4) 送電費	2,262	(4) 営業雑収益	0
(5) 一般管理費	242,795		
		営業利益	225,331
営業外費用	158,123	営業外収益	56,296
(1) 支払利息	108,744	(1) 受取利息	3,964
(2) 繰延勘定償却	0	(2) 他会計補助金	2,368
(3) 雑損失	49,379	(3) 雑収益	49,036
		(4) 事業外固定資産管理収益	928
		経常利益	123,504
		特別損失	0
		当年度純利益	123,504
		前年度繰越利益剰余金	0
		当年度未処分利益剰余金	123,504

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 電気事業

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
再生可能エネルギー発電施設 導入促進事業(天神浄化セン ター太陽光発電)	903,117			平成26年度	903,117		902,000	1,117	
再生可能エネルギー発電施設 導入促進事業(鳥取放牧場 太陽光発電)	65,251			平成26年度	65,251		64,000	1,251	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 工業用水道事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国庫支出金	地方債	その他
日野川工業用水道運転監視 及び保全業務委託	108,834 千円				108,834 千円					108,834 千円

平成25年度鳥取県営埋立事業会計補正予算説明資料

企 業 局

議案第8号

(単位:千円)

区 分		当初予算額	補正予算額	補正後予算額	説 明
収 益 的 収 入	埋立事業収益	310,612	3,452,401	3,763,013	
	営業収益	270,106	△ 14,613	255,493	
	土地売却収益	169,215	0	169,215	
	長期貸付料	100,891	△ 14,613	86,278	崎津工業団地貸付料の減 14,613
	営業外収益	40,506	0	40,506	
	特別利益	0	3,467,014	3,467,014	崎津工業団地移管に伴う償還免除額 3,467,014
支 出	埋立事業費	283,154	3,494,883	3,778,037	
	営業費用	250,790	0	250,790	
	土地売却原価	196,885	0	196,885	
	一般管理費	26,412	0	26,412	
	企業誘致費	27,493	0	27,493	
	営業外費用	32,364	0	32,364	
特別損失	0	3,494,883	3,494,883	崎津工業団地の移管に伴う特別損失 3,494,883	
差 引		27,458	△ 42,482	△ 15,024	
資 本 的 収 入 ・ 支 出	資本的収入	0	0	0	
	資本的支出 他会計長期借入金償還金	164,000 164,000	△ 14,000 △ 14,000	150,000 150,000	崎津工業団地貸付料を原資とした一般会計借入金償還金の減 14,000
差 引		△ 164,000	14,000	△ 150,000	補てん財源 過年度分損益勘定留保資金 △ 14,000

平成25年度企業会計補正予算説明資料

経営企画課（内線7443）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
崎津工業団地の 一般会計への移管	0	0	0	-	-	-	-	
主な業務内容	崎津工業団地を一般会計へ移管する							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 概要

崎津工業団地を一般会計へ移管する。

2 移管理由

崎津公社の解散に伴い、県が引き受けることで整理された同社が保有してきた企業用地（北団地）について、所管する部局の検討がなされた際、工業団地の分譲を行っている企業局が保有するに至ったが、この団地土地を次の理由により一般会計へ移管する。

○平成24年度に土地の貸付を行った(株)鳥取米子ソーラーパークが、平成25年度中に太陽光発電を開始する予定であり、今後20年間は分譲等の事業活動ができないこと。

○企業局は、活用委員会等を設置し他部局も含めて検討してきたが、有効活用策は見いだせておらず、貸付終了後は県全体として幅広く活用策を検討していくことが良策であると考えられること。

○崎津工業団地は、土地価格の大幅な下落により、時価が帳簿価格を大幅に下回っており、地方公営企業会計基準の見直し(低価法の義務付等)に伴い、埋立事業会計で債務超過状態となる見込みであること。

3 企業会計の補正予算額（帳簿上の会計処理）

○土地の移管に伴う企業会計上の損失計上 3,467,014千円（特別損失）

○一般会計借入金の償還免除による企業会計上の利益計上 3,467,014千円（特別利益）

※今回要求は帳簿上での会計処理のみであり、一般会計・企業会計間及び企業会計内における新たな現金の動きは発生しない。

(1) 土地の移管に伴う企業会計上の損失計上

移管に伴い土地の時価評価を行い評価損を計上する。

所 在	米子市葭津字中海ノ一2000番9～中海ノ九2000番67
敷地面積	24.5ヘクタール
帳簿価格 ①	4,197,043千円（借入元金+利子）
時 価 ②	730,029千円（平成25年鑑定額）
移管に伴う特別損失（②-①）	3,467,014千円（借入元金+利子）

※一般会計借入金による取得後、企業局が独自に造成を行った部分については、移管にあたり、別途時価評価による損失を計上する。（企業会計内の会計処理のみである）

○企業局造成分に係る特別損失 27,869千円

(2) 一般会計借入金の償還免除による企業会計上の利益計上

土地の移管により、一般会計借入金について償還免除を受けることとし、その額を特別利益として計上する。

項 目	金 額 (千円)	備 考
元金	3,656,764	平成11年3月より借受
利息	540,279	平成10年度～平成18年度分
借入金合計①	4,197,043	帳簿価格
移管による弁済額②	730,029	時価
差引（①-②）	3,467,014	償還免除額

4 一般会計の処理

当該土地を時価額（730,029千円）で引き取り普通財産として管理するとともに、簿価と時価の差額に相当する貸付金（3,467,014千円）の償還免除を行うことにより、これまで当該土地の保有のため企業会計に貸し付けていた元金及び利息の全て（4,197,043千円）を消滅させる。

なお、県内部の会計処理であり、起債等の対外的な債務に係ることではないため、資金不足比率、実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率等の財政健全化指標及び実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率等の決算指標には影響しない。

<参考 崎津工業団地の財務状況>

平成25年度まで		(単位：億円)	平成26年度当初想定 (移管を行わない場合)	
流動資産 42.6	負債 6.0	➔	流動資産 7.9	負債 42.6
・たな卸資産 42.0	資本 36.6		・たな卸資産 7.3	・一般会計借入金 36.6
・現金 0.6	・一般会計借入金 36.6		・現金 0.6	・その他 6.0
			資本△34.7 (繰越欠損金)	

平成25年度鳥取県営埋立事業会計資金計画

区 分	既決予定額	補正後予定額	増 減
受 入 資 金	千円 884,125	千円 733,171	千円 △ 150,954
1 営 業 収 益	270,106	255,493	△ 14,613
2 営 業 外 収 益	39,947	39,943	△ 4
3 特 別 利 益	0	0	0
4 長 期 借 入 金	0	0	0
5 繰 越 現 金 預 金	568,143	431,803	△ 136,340
6 前 年 度 未 収 入 金	559	562	3
7 預 り 金	120	120	0
8 契 約 保 証 金	5,250	5,250	0
9 前 受 金	0	0	0
支 払 資 金	248,799	322,106	73,307
1 営 業 費 用	52,315	52,315	0
2 営 業 外 費 用	32,364	32,364	0
3 特 別 損 失	0	0	0
4 建 設 改 良 費	0	0	0
5 他会計からの借入金償還金	164,000	150,000	△ 14,000
6 預 り 金	120	120	0
7 契 約 保 証 金	0	58,453	58,453
8 前 年 度 未 払 金	0	28,854	28,854
9 前 年 度 未 払 費 用	0	0	0
差 引	635,326	411,065	△ 224,261

平成25年度鳥取県営埋立事業予定損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
営業費用	250,790	営業収益	255,493
(1) 土地売却原価	196,885	(1) 土地売却収益	169,215
(2) 一般管理費	26,412	(2) その他営業収益	86,278
(3) 企業誘致費	27,493		
(4) 附帯施設運営費	0		
		営業利益	4,703
営業外費用	32,364	営業外収益	40,506
(1) 支払利息	0	(1) 受取利息及び配当金	1,006
(2) 雑支出	32,364	(2) 他会計補助金	716
		(3) 雑収益	37,642
		(4) 消費税還付金	1,142
		経常収益	12,845
特別利益	3,467,014	特別損失	3,494,883
		当年度純利益	△ 15,024
		前年度未処分利益	0
		当年度未処理欠損金	15,024

平成25年度鳥取県営埋立事業予定貸借対照表

(平成26年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部	
1 固定資産			5 固定負債	
(1) 有形固定資産			(1) 他会計借入金	0
イ 土地			(2) 引当金	11,911
ロ 建物			(3) その他固定負債	0
減価償却累計額			固定負債合計	11,911
ハ 構築物			6 流動負債	
減価償却累計額			(1) 未払金	0
ニ 機械及び装置			(2) 未払費用	0
減価償却累計額			(3) 前受金	0
ホ 工具・器具及び備品			(4) 繰延年賦売却益	0
減価償却累計額			(5) 長期契約保証金	341,428
有形固定資産合計			(6) その他流動負債	1,239
(2) 無形固定資産			流動負債合計	342,667
イ 水道施設利用権			負債合計	354,578
無形固定資産合計				
固定資産合計		0	資本の部	
2 土地造成			7 資本金	
(1) 完成土地			(1) 自己資本金	3,267,761
イ 境港外港昭和地区土地	52,737		(2) 借入資本金	
ロ 米子港旗ヶ崎地区土地	124,838		イ 他会計借入金	3,975,932
ハ 境港外港竹内地区土地	6,746,060		借入資本金合計	3,975,932
ニ 米子崎津工業団地	0		資本金合計	7,243,693
ホ 返還土地	1,479,139		8 剰余金	
完成土地合計	8,402,774		(1) 資本剰余金	
(2) 未成土地			イ 受贈財産評価額	49,300
イ 米子崎津地区事業費	0		ロ 国庫補助金	954,862
未成土地合計	0		資本剰余金合計	1,004,162
土地造成合計	8,402,774		(2) 利益剰余金	
3 流動資産			イ 利益積立金	392,255
(1) 現金預金	411,065		ロ 当年度未処理欠損金	15,024
(2) 未収金	86,108		利益剰余金合計	377,231
(3) 繰延年賦売却損	79,717		剰余金合計	1,381,393
(4) その他流動資産			資本合計	8,625,086
流動資産合計	576,890		負債資本合計	8,979,664
資産合計	8,979,664			

条 例 名 等	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 米子崎津地区における埋立事業を廃止する。</p> <p>2 概 要 (1) 埋立事業を行う区域から次の区域を削る。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子崎津地区</td> <td>25ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日 施行期日は、規則で定める日とする。</p> <p><参考> 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月23日鳥取県条例第37号）（抜粋）</p> <p>第6条 埋立事業は、工業生産基盤の整備強化を図るため、工業用地等の造成及び分譲を能率的かつ経済的に行う。</p> <p>2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区域の名称</th> <th>埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港外港昭和地区</td> <td>154ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>米子港旗ヶ崎地区</td> <td>42ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>境港外港竹内地区</td> <td>113ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>米子崎津地区</td> <td>25ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	埋立造成面積	米子崎津地区	25ヘクタール	区域の名称	埋立造成面積	境港外港昭和地区	154ヘクタール	米子港旗ヶ崎地区	42ヘクタール	境港外港竹内地区	113ヘクタール	米子崎津地区	25 ヘクタール
区域の名称	埋立造成面積														
米子崎津地区	25ヘクタール														
区域の名称	埋立造成面積														
境港外港昭和地区	154ヘクタール														
米子港旗ヶ崎地区	42ヘクタール														
境港外港竹内地区	113ヘクタール														
米子崎津地区	25 ヘクタール														

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>第6条 略</p> <p>2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域の名称</th> <th style="text-align: center;">埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港外港竹内地区</td> <td style="text-align: center;">113ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	埋立造成面積	略		境港外港竹内地区	113ヘクタール	<p>第6条 略</p> <p>2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域の名称</th> <th style="text-align: center;">埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港外港竹内地区</td> <td style="text-align: center;">113ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子崎津地区</td> <td style="text-align: center;">25ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	埋立造成面積	略		境港外港竹内地区	113ヘクタール	米子崎津地区	25ヘクタール
区域の名称	埋立造成面積														
略															
境港外港竹内地区	113ヘクタール														
区域の名称	埋立造成面積														
略															
境港外港竹内地区	113ヘクタール														
米子崎津地区	25ヘクタール														

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

